

呼びかけ人

私たちは、本争議の支援を呼びかけます。
スクールカウンセラーという専門性が高く社会的
重要性の高い職が1年雇用の会計年度任用職員という不安定な形態で働かされていることを憂慮しています。

いつ雇用がなくなるかわからない中で、生活を脅かされ、十分な支援もできない状況を変えなければならない。

スクールカウンセラーだけでなく、SCを頼りにする生徒・保護者、そしてより良い学校現場にするために裁判を勝利させるために奮闘いたします。

また、多くの公務職種が会計年度任用職員という不安定な働き方を強いられています。本争議を勝たせることで多くの会計年度任用職員の安定にもつながり、社会的にも重要な裁判です。絶対、勝利しましょう！

呼びかけ人

晴山 一穂 さん

専修大学名誉教授。法学者。行政法・公法を専門とする研究者。これまで多くの公務員の雇用問題を扱う裁判に関わってきた。

山田 省三 さん

中央大学名誉教授。労働法の専門家。弁護士。会計年度任用職員（ALT/外国人指導助手）の労働基本権をめぐる裁判の代理人弁護士。

竹信 三恵子 さん

ジャーナリスト。和光大学名誉教授。NPO法人「官製ワーキングプア研究会」理事。非正規公務の問題について精力的に発信している。

中嶋 祥子 さん

東京都の職業訓練CAD科元講師。民間委託に伴う雇い止め撤回裁判を闘った元原告。公共一般の委員長も歴任

勝利させる会概要

(略称：勝利の会)

東京都スクールカウンセラー争議を一日も早く勝利させるために、この会は次のことに取り組みます。

1. 力を合わせて原告と共にたたかい、署名、宣伝、裁判支援、カンパ活動などに積極的に取り組みます。
2. 「会」の仲間を積極的に広げます。
3. 会員は入会金1口1,000円を納めます。
(学生・無業者等は特別入会費500円)
4. 本会を集团的に代表し、重要事項の発議等を行うため、呼びかけ人数名以上をおきます
5. 「勝利させる会」の事務局を公共一般本部に置き、会員への連絡、活動の提起、資料提供、活動報告、必要な会計処理などを行います。
5. 必要に応じ会員の会合を開いて、交流・学習・意思統一を行います。

SC争議 勝利させる会事務局

〒170-0005

東京都豊島区南大塚2-33-10

東京労働会館5階

東京公務公共一般労働組合 気付

cpsychologistsunion@gmail.com

入会フォームは
こちらから



SC争議 勝利の会 入会費・カンパ先口座

中央労働金庫 池袋支店(302)

普通 0878892

名義：東京公務公共一般労働組合
中央執行委員長松崎真介

東京都 スクールカウンセラー争議

勝利させる会



勝利させる会の目的

1) この組織は、東京都スクールカウンセラー(SC)不当解雇撤回争議の勝利を目指すあらゆる活動を行う。

2) スクールカウンセラーの安定雇用を実現させ、安全性、継続性、専門性が担保された公共の再生を実現していく。

3) 児童が安全に過ごせる学校の実現を目指す。また、このことにより、保護者や学校側に対する行政サービスの維持、向上へと繋げていく。

原告Aさん
多様性の時代、あらゆるお子さんの健やかな育ちに対応するためにSCは大変必要な職です。そんな職を一年契約で使い捨てできているのなら、改めてこの裁判を機に考え直して頂きたいのです。私の職業アイデンティティはスクールカウンセラーです。大切な子どもたちのために誇りを持って働かせてほしい。それが望みです。

原告Bさん
今回、都スクールカウンセラーに起きたことは、残念ながら、現在の心理職の状況においては、他の人々にも、これから起きうることと思います。今回の裁判は難しい結果となると思いますが、このことを通して、他の人の力を借りつつ、あきらめなければ、何とかやるかもしれないということを、わかちあうことができればと思います。

原告Dさん
私は24年度に東京都SCの会計年度職員の年限の上限に達し雇止めになりました。これまで、25回更新してきました。ところが、24年度採用面接では長年の研鑽や実績で東京都に貢献してきた心理の専門家としては全く尊重されず、面接官の侮蔑的態度や言動に心が深く傷つき、人権侵害と感じました。何よりも学校で「イジメ対策」を推進している都教委が自らの手で、SCへの排斥・いじめ加害行為に出ること自体が大きな矛盾を感じます。面接官と都教委に心からの謝罪を求めます。

原告Cさん
難しい裁判であることは承知していますので、自分の利益や地位保全のための提訴ではないと思っています。教育現場で心のケアの大切さが訴えられ、専門的な心理的支援が必要とされているのに、それを担う心理職が職責に敬意を払われることなく、不安定な立場におかれていることに関心をもってもらい、次世代の心理職が安心して働けるようになって欲しいと思います。

原告Eさん
時間をかけて関係づくりをしつつ、支援してきた多くの児童・生徒とその保護者に対し、突然終結せざるを得ない状況となり、気持ちを大きく動揺させる結果となりました。今回の都教委の行いは、児童・生徒や保護者の痛みや辛さを受け止めながら支援に努めるスクールカウンセラーを含む心理職という専門性を安易に軽視し、人間の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許すことはできず、原告として訴えることを決意しました。

原告Fさん
雇い止めに遭って初めて、地方や他の自治体含め、目立たないところで会計年度任用職員の雇い止めがいくつも起きていたこと、声を上げる先もなく泣き寝入りさせざるを得ない人達を知った。声なき声に耳を傾けるだけでなく、泣き寝入りしている人の存在を世に届けることもまた、カウンセラーとしてのミッションではないか。同じ思いをする人をこれ以上増やしたくないと感じたため裁判をしようと思った。

スクールカウンセラー

争議の概要

2023年度末、東京都スクールカウンセラーが大量に雇い止めされました。

背景には会計年度任用職員制度があります。法律改正により2020年度から東京都SCは会計年度任用職員とされ4回5年の任用更新の上限が設けられました。その上限を迎えるSC1096人に対し250人が採用されず首切りされました。

雇い止めされたSCの中には10年や20年以上勤務してきたSCがたくさんいます。長年の勤務実績を全く顧みず、理由もなく雇い止めを強行したわけです。

SCから支援を受けていた子どもたちや保護者の中にも混乱と悲しみが広がりました。

このような不安定雇用のままでは、継続的な支援もできず、専門性が発揮できません。

10人のSCが原告となり、雇い止め撤回を求めて闘うことを決意し、24年10月に東京都を相手に提訴しました。

スクールカウンセラーとは

スクールカウンセラーは、小・中・高校などの教育現場で、生徒・保護者を対象に心理的な支援を行う専門家です。日本では、文部科学省の制度に基づいて、多くの学校に配置されています。

いじめ、不登校、友人関係、学業の悩み、虐待、など児童を取り巻くさまざまな問題について「心の専門家」として寄り添いながら支援をします。

また、教職員への助言や心理検査・アセスメントなど非常に専門性の高い職種です。

現代の子どもたちは、多様かつ複雑なストレスにさらされており、心理的サポートの必要性が高まっていると言われており、スクールカウンセラーの配置は増加しています。